

アスベストに係る工事の流れチェックリスト（大気汚染防止法）

事前調査の実施（書面調査、目視調査、必要に応じて分析調査）

- ・令和5年10月1日から有資格者等による調査が義務付け

事前調査結果の発注者への説明

- ・参考様式1を参照

事前調査の記録の作成・保存（3年間保存、工事現場への備え置き）

- ・発注者への説明書面（参考様式1）の写し、各建築材料が特定建築材料に該当するかおよびその根拠（改造・補修の場合）改造・補修対象の建築物等の部分、（分析している場合）分析調査の箇所、分析調査実施者の氏名、所属法人名

事前調査結果の報告（石綿事前調査結果報告システムで工事着工までに報告）

報告
対象

建築物の解体：解体部分の床面積の合計が80m²以上

建築物の改造・補修、工作物※の解体・改造・補修：請負金額の合計が100万円以上

※工作物については、環境大臣が定めるものに限る

事前調査結果等の掲示（工事期間を通して掲示）

- ※参考様式2を参照（アスベスト含有建材の有無、アスベスト含有建材の種類で異なる）

アスベスト含有建材がある場合

特定粉じん排出等作業計画の作成（作業開始前）

- ・参考様式1の別紙1（裏面）を参照

特定粉じん排出等作業届出

（レベル1・2建材がある場合
作業開始の14日前までに届出）

- ・発注者による届出が必要

下請負人への説明（作業開始前）

作業の実施状況の記録・保存、適切な実施の確認（作業中）

- ・負圧隔離等を伴う作業の場合は、確認の年月日・方法・結果・確認者氏名の記録が必要

アスベスト含有建材除去後の取り残しの確認（作業後）

- ・「石綿作業主任者」や「建築物石綿含有建材調査者」等の知識を有するものによる目視確認が必要

特定粉じん排出等作業結果の発注者への報告（完了後遅滞なく）

- ・参考様式3を参照

特定粉じん排出等作業結果の記録の作成・保存（3年間保存）

- ・発注者への報告書面の写し（参考様式3）、取り残し確認者の資格を証明する書類の写し、元請の現場責任者の氏名・連絡場所、下請負人の現場責任者の氏名・連絡場所、負圧隔離等を伴う作業の場合は、集じん排気装置の正常稼働、作業場及び前室の負圧状況、隔離を解く際の飛散の恐れがないことの確認、確認の年月日・方法・結果・確認者氏名

その他、廃棄物処理法、建築リサイクル法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則などの法令もご確認ください

問い合わせ先 福岡市環境局環境保全課 TEL : 092-733-5386